

し貴国にありては、始にこそ失敗の事も聞えたようであるが、事の真相次第に明白となるに連れ、国民よくこれを諒解するに至つた。成敗の世評なるものは殆んど当てにならない」と。心中深く昨是今非の感慨なきを得なかつたのであらう。

第十章 第二次外務大臣時代

第一節 外交政策の確立

小村は英国より帰朝の翌日、すなわち四十一年・一九〇八年八月二十七日、予定の如く外務大臣に親任せられた。第二次桂内閣に於て最も重きを成した人物は内相平田、陸相寺内、通相後藤、農相大浦、及び外相の小村で、特に小村と平田とは桂の両翼として、内外経綸の両智囊として、陰然新内閣の中堅たるの實があつた。桂の第一次内閣にあつては、小村より前に台閣に列した先輩として児玉、山本、清浦、芳川の諸星があり、閣臣としては彼は寧ろ後進の方であつたが、第二次内閣に至りては、小村は既に閣僚として故参の班に列し、特に第一次内閣に於けるその偉功は、自ら小村をして押しも押されもせぬ台閣の柱石たらしめ、桂自身が七年前に比し貫祿著しく加わり、政友よりも政敵よりも共に識見手腕の卓絶な政治家として推敬せられたと均しく、小村もまた朝野随一の英邁なる外交家として世人の胆仰を受けた。桂は外交のことは小村に全幅の信任を繋ぎ、その画策に聴き、その施設に委して毫髪の掣肘を加えなかつた。

小村の外相官邸に入るや、往年の第一次外相の時と異り、家族はこれを小石川の私邸に置き、僅に一、二の従僕を

伴うたのみであつた。階上東南の一室、これを唯一の居室、書斎、兼事務室とし、その余は公事にあらざれば用いず、宛然禪寺生活の觀があつた。その居室には中央に方卓一台、卓上にはインキ壺一箇、硯函一箇、和洋筆各一本、外に粧致なく裝飾もない。彼は此処に吏僚を呼び、文書を閲し、餐を取り、読書し、黙想した。客と食堂に相酌み、十時に退いて居室に入ればまた書に親み、子夜を過ぎて漸く寢室に入つた。小村の日夕劇務に当り、そして連夜深更まで読書を廢せず、その精力絶倫なことは近接する輩の皆驚嘆した所であつた。居は氣を移すというが、小村に於ては大臣として官邸に入つても、その昔水道町や新花町の陋屋にありし時も、公職以外の私生活に於ては居によつて氣を移す様子は少しも見えなかつた。榊本氏の著に小村の第一次外務大臣たる当時の官舎生活を叙し、

「先生の官舎生活と言つても、別に私生活の内容に違はなかつた。少なくとも先生自身は違はなかつた。内では着物も昔と同じやうに、夏ならば木綿緋の浴衣に角帯であつた。外ではフロックコートであつた。官舎生活に入られて先生一身上に目立つて見えたのは、シルクハットと玄関に居る制服の取次であつた。それから、も一つ異塗の箱馬車もあつた。併し此等はお役目向の道具であつた。二階の先生の居間は東南に向いた三方から明りの来る狭い西洋風の室であつた。此処が大臣の私室であらう。室の入口は二重戸であつた。その内一枚はエヤータイトに出来て居て、西洋の会社の重役室をつくりであつた。室にはストーブも附いてゐた。中央に応接用のテーブルが置いてあつた。先生には食卓兼用であつた。他に目立つたのは、壁に掛つた細長い黒札に白字で記した約束日の注意書であつた。金曜（十一日）午前十時内閣、正午宮中外交接待、午後六時帝國ホテルというやうに書いた札がツラリと約束順に並べて掛けてあつた。書いてかけるのは書記か誰かの仕事であらう。それを見ると先生を縛るやうな氣がした。閑日月も何もかも大臣にはあつたものでないと思つた。国事の多くはこんな仕事の内に含まれて動いて行つてゐるのであらう。

「先生の室に並んで家族の室があつた。皆日本風である。下には西洋館に作り添へた日本家があつた。書生、料理番、女中、御者、車夫などの住居場所であつた。先生には執事といふ風の男はなかつた。先生自身で大抵の用は弁じられた。その他は宇野さん任せであつた。奥さんも子供さんも、女中も、官舎に住まつてゐた。子供さんの生活は相当に進んでゐた。出入には大抵車であつた。欣一さんは「高の寄宿舎生活であつた。文子さんは跡見女学校に通つて居られた。主に水道町の朝比奈家から通つて居られたやうであつた。家事向は宇野さんが全權を握つてゐた。玄関の取次にはいつも三人、外務省の制服を着けたのがゐた。巡査もゐたやうであつた。先生の官舎生活の人数はこんなものであつた。それであの大きな家が空閒ばかりであつたやうである。」

とあるが、第二次外務大臣の時は家族を伴わざる孤独の生活であつたから、官邸は真に禪寺の伽藍堂に類した。また小村に十数年間仕えて割烹方たり、執事たり、忠僕たりし宇野某の談として一雑誌（「日本魂」第二巻第七号）に左のように記してある。

「侯爵につきまして真似の出来ぬことは沢山ありますが、殊に侯爵が口数少なく、しかも要領を得て居られたことと、物を判斷する場合に、他人のやうに考へて見やうなどと云はるることなく、可否、拒請、即時に決せられたことは、最も左様であらうと思ひます。實際侯爵は極めて口数の少なかつたお方で、他人ならば五十言も要するやうな場合にも、僅に十言か二十言で済ませる。そしてその十言なり二十言なりが、完全に要領を得てゐるのです。私共に仰せらるる場合などは、それこそ一言半句で、しかもついで間違の生じた事とはなかつたのであります。私は十四年といふ長い間、侯爵のお側に居りましたが、一度でも侯爵がお家の事を考へられたやうな様子を見たことはありませんでした。また侯爵が御家族の方々と楽しく居られた時間は、ものの一時間とな

かつたのです。世間の噂などは全然侯爵の頭に響きませんでした。新聞や雑誌がどんなに侯爵を誉めませうが、どんなに毀りませうが、侯爵はてんで平気なもので、俺のことをかう書いてあるとさへもいはれたことがありません。若し誉めても誉め甲斐なく、毀つても毀り甲斐のない人物が真の英雄でありますならば、侯爵はその人であらうと思います。

「私は侯爵位時間の正確な方を存じません。馬車などを御命じになる場合にも、侯爵は一分間すらも無駄になるやうなことはないのです。汽車に乗る場合などには、それこそ二分か三分で発車するという際どい時間に、停車場に着かるのが常でした。殊に驚かざるを得ませんのは、一週間中の事を大小残らずきちんと定められ、その定められたことを一旦私共に命ぜられますると、決してそれを變更されぬことあります。西洋人には往々かうした正確な方もあるようですが、日本人としては洵に珍らしいと申さねばなりませんまい。」

「侯爵が力めて私交を避けられたことは、世間の熟知する所であります。侯爵は私交のために公事を処する上に何か妨げがあつてはならぬといふ心配から、かくは私交を避けられたのであつたそうです。實際親類縁者との交際も成るべくは避けられ、物などを贈るのも、侯爵が自ら干渉さるることは絶対になかつたのであります。」

「侯爵の清廉と淡泊と無慾とは有名なものであります。どんな物を贈られましても、包紙を開いて中味を御覧になつたことはありませんでした。素よりどんな物を貰つても、お喜びになることもなかつたのです。殊に私が今でも感心に堪えませんのは、侯爵はどんな勳章を頂かれましても、ちつとも喜ばれたことなく、朝鮮の最高勳章は箱に入れてあつたきりで、終に一度も胸に着けられたことなく、その他各国皇室から受けられた勳章も、必要上これに着けねばならぬ場合に限つて拠所なくこれを佩用せられたやうに私どもには見受けられます。この淡泊、無慾、微塵も見栄を張るやうな欲念のない侯爵は、畏れ多い話ではありますが、男爵、伯爵の辞令を頂かれましても、その辞令書さへ御覧にならなかつたやうでした。世間でも知つてゐることであります。侯爵は華族に列せられましてもついぞ祝賀の式を挙げたことはありませんでした。察しますに、侯爵は華族になぞ成りたくはなかつたに

相違ありません。侯爵の真意は只国家に尽して死にたいといふのであつたのです。さもなければ華族に列せられました時に、少し位は嬉しい顔色をする筈であります。

「侯爵は極めて礼を重んぜられた方でした。併し無慾、恬淡なる方の常として、甚だ質素なお暮しで、例へば衣服の如きも、他人のやうに和服も一通りあれば洋服も一通りあるといふことはなく、三十八年にボーツマスの講和会議に列するため渡米なさる迄は、洋服は只フロックコートと燕尾服及び大礼服があつたばかりで、渡米の際始めて背広を作られました。併しモーニングコートなどはついぞ用いられたことはなかつたのです。和服は只寝衣あるのみ、膝の脱けたのも平気で召されたものでした。併しフロックコートはいづれも上等飛び切りといったもので、多く態々ロンドンに注文されてゐました。つまり礼を重ずる意から、必要なものには金を吝まず、不必要なものには一円の錢も費さぬといったお考へであつたと思ひます。」

とある。また以てその居常の一端を見ることが出来る。

小村を再び外務大臣に迎えた桂内閣は、前内閣の失政を矯正し、財政を整理し、外交を刷新し、戦後経営の重任を完うする抱負の下に、先づ国家経綸の政綱を立て、詳に伏奏して勅裁を得た。その政綱は (一) 対議会方針、(二) 條約改正、(三) 鉄道経営、(四) 拓殖移民、(五) 外交、(六) 内務、(七) 財政、(八) 軍備、(九) 教育、(十) 経済、(十一) 司法、(十二) 通信の十二項目に亘つたものであつた。この政綱は、新内閣成立の後間もなく、すなわち小村の未だロンドンより帰朝せざる以前に綴述せられたもので、その(三)條約改正、及び(五)外交に係る項目はこれより先き伏見宮殿下に随い渡英した山本大将のロンドンに於て小村と談合した我が外交政策の大綱を掲記したものに過ぎない。その運用の細目に至りては、別に小村の外相就職を俟ちて立案確定を期すべきであつた。彼は第一次外務大臣たりし際、すなわち対露戦役以前にあつては、滿韓問題を解決して極東に於ける我国の位地を安固ならしむるを以て当局の外交方針と

し、そして遂に能くその目的を貫徹せしめた。今や彼は再び外相の印綬を帯びた。そこで新局面の須要に鑑み、平和の維持と国力の發展とを以て新に外交の根本方針とした。そしてこの根本方針に副うて実施すべき外交の統一、外交機関の整備、通信機関の施設、その他の外政事項に關し、胸中既に方案を画策し、自らペンを執つてその要項を手記した二葉の紙片がある。その一にいう、

平和の維持と国力の發展

甲、平和の維持

一、對露策

二、對清策 附滿洲

三、對米策

四、日英關係 攻守同盟 防守同盟 協商

五、對独策

六、對仏策 附支那印度

乙、国力の發展

一、軍備充實計画

二、對外經營

滿国、露国、滿洲、印度、米国、南米、

日本と滿韓との交通機關

海陸連絡

對外航路の拡張

条約改正

またその二に記した所は左の如くである。

甲、外交の統一

對清策と滿洲經營

對清策と台灣

對韓策と列国

乙、外交機關の整備

各機關の連絡 外交と主要官廳との連絡

通信の敏活

職員の配置

職員の養成

丙、通商機關の整備

各機關と実業界との連絡

通商報告の敏活

職員の配置

第一節 外交政策の確立

職員の養成

丁、急施を要する事項

対外経営の方針確立

商業、航海、
移民制限、内外協同事業、
漁業、通信事業

条約の改正

如何に小村の外交計画に系統あり、秩序あり、その着眼の経世的なる、理想的なる、同時に實際的なるかを看よ。天若し彼に与うるになお十年の寿を以てしたならば、我が外政の綱紀は真にその完璧を見るを得たであらう。ただに以上の自書に止まらず、別に英文にて手記せる一片葉を視れば、如何に小村が在英大使、在奉天総領事、在カルカッタ総領事の人選を考え、條約改正、移民問題、外務本省と在外使館及び台湾総督府、関東都督府との連絡、並に当年の津浦鐵道問題に思慮を費していたかを知るに十分である。

彼はこの胸案に基き、その外相就職後程なく、我国の外交の大綱として列国に対する態度、対外経営、及び條約改正の三大項目に関し長文の意見を具して之を閣議に提出した。

帝国の盛運と列国の形勢とに鑑み、帝国将来の政策が平和の維持と国力発展とにあるは素より論を待たざる所にして、今此の二大目的を達せんとするには、帝国の列国に対する態度、対外経営、及び条約改正の三点に付大体の方針を決定するの必要あり。

第一 帝国の列国に対する態度

英国 日英同盟は帝国外交の骨髄たり。而して第二次の協約成立以来、歐洲諸国外交上の關係に多少の変化なきに非ず。殊に昨年

に至り日露協商及び英露協約の成るあり、列国の外交關係に顯著なる新事実を加えたりと雖も、而も該同盟の目的たる平和の維持は日露及び英露の兩協約に依り却つて之を確実ならしめたるの姿となれり。之を以て将来列国間の關係に重大なる変化を來し、殊に英独兩國間の形勢にして一転することなき限りは、日英同盟の實力は毫も動揺するの虞なきを信ず。之を以て帝国は今後に於ても既定の國是に依り該同盟を嚴守し、併せて日英兩國の關係を益々親密ならしめ、以て平和の維持と国力の発展とに資することを必要とす。而して是と同時に該同盟に重大の影響を及ぼすべき英独の關係に就ては、帝国に於て深く之に注意し、以て形勢の變転に備うることを要す。

露国 露国は敗戦の後を受け、民乱の禍を被り、其の国力の回復容易ならず、歐洲諸國に対する圧力も亦旧の如くなる能はざるものあり。而して歐洲禍乱の中心たるべき奥匈國及び巴爾幹諸邦は近く其の西に隣し、不意の事故發生するに方りては同國に影響すべき煩累計るべからざるものあるを以て、露国は勢い其の国力を西方に集注するの必要を認め、復た東方に向つて冒險的活動を試むること能はざるに至れり。昨年に於ける日露協商及び英露協約締結の如き、其の一原因は此の当面の必要に基因すること蓋し疑うべからざるものあり。随つて露國の帝國に対する關係は、仮令同國政府に幾多の交迭ありとするも、大体に於て現在の軌道を逸出することなきも亦明瞭なりと信ず。然れども同國政權の实体未だ確立するに至らず、政府内外の政争も亦尙ほ激烈なるものあるを以て、将来に於ける内外政策の推移予め測るべからざるものあり。之を以て帝國は露國現時の大勢を考察し、併せて万一の危変をも予期し、昨年締結せられたる日露協商の正文と精神とを恪守し、益々兩國間の親交を進捗せしむることを努め、殊に滿洲に關しては兩國互に共同妥協して其の共通の利益を保持するの策を講ずるを要す。

清國 清國將來の運命は元より予測すべからずと雖も、同國に対する帝國の關係は政事上竝に經濟上極めて密接なるものあるを以て、帝國は如何なる場合に於ても常に同國に關し優勢の地位を占むるの覺悟なかるべからず。加うるに帝國が現に滿洲に於て有する地歩は、容易に之を抛擲すべきものに非ざるを以て、永く現在の狀態を將來に持續するの策も亦今日に於て之を講ぜざるべから

ず。然るに清國の帝國に対する反感にして今日の如くなるときは、独り如上の目的を達するに由なきのみならず、他國の離間中傷其の間に入るの虞あるを免れざるが故に、帝國は今後清國に對し努めて其の感情を融和し、彼れをして成るべく我れに信頼せしむるの方針を執り、一方に於て万一の事變に際し之に處するの準備を怠らざると同時に、平時に於ては成るべく同國官民の惡感を挑発するが如き措置を避け、専ら名を去り実を取るの方法に依り、我が勢力を同國內に扶植し、万一同國に於て不測の事あるに際しては常に我が優勢の地位を確保することを得、併せて滿洲の現状を將來永遠に涉りて持續するの目的も亦之を達し得べき策を講ずるを必要なりとす。而して列國の清國に對する態度は比年大に其の趣を改め、土地を租借し、鐵道銀山の特權を握手するが如き政策は之を拋棄し、専ら同國官民の懷柔に腐心するものゝ如し。故に帝國は列國に共通なる事項に關しては努めて列國と共同して同一の歩調を取り、以て前述せる帝國の目的を達するに資し、且滿洲に於ける我が特權の地位に關しては漸次列國をして之を承認せしむる手段を取るべし。

米國 帝國は政事上に於て米國との關係を親善ならしむるの必要あるのみならず、同國の我が商業上の大顧客たるの事實に鑑み、同國との親交は益々之を増進するを必要なりとす。然るに今や米國政府及び同國民多数の帝國に對し何等惡感を有せざるに拘らず、同國に於ける一部少数者の帝國の真意に疑を挟み、殊に其の声を大にして民心の煽動に苦慮せる事実と、或強國が小策を弄して日米兩國を離間せんとするの事實は、之を否定すべきに非ず、若し此の状態にして永く看過せらるゝに於ては、遂に兩國の和親に障害を生ずるやも保し難しとす。之を以て彼等排日論者が取つて以て辭柄とする所の事由を除却し、彼等をして亦藉口の途なからしむるに若くはなし。而して彼等排日論者が口実と爲したる移民問題の如き、兩國間に於て協定を経たるも尙お將來に葛藤を生ずるやの疑懼を抱くは免れざるを以て、努めて此の形勢を緩和するに努むべし。而して夫の太平洋問題の如きも、適當の時機に於て米國との間に協商を遂げ、一般米國人をして不安の念を去らしめ、以て排日論者をして煽動又は離間の余地なからしめ、日米永遠の和親を維持するを必要なりとす。

獨國 獨國は官民一致国力の發展に努め、其の勢駸々昇日の如し。同國の列國に對する關係は表面孤立の態ありと雖も、歐洲諸國は實に同國の動止に察して其の態度を定むるの狀あり。之を以て帝國に於ても亦克く同國の實力を考察し、現に同國との間に存在する親交を維持するのみならず、益々之が進暢を計るを必要なりとす。然れども同國は動もすれば表裏反覆の政策を弄するのみならず、英獨現下の交情に照し我れに於て同國との間に特種の關係を結ぶが如きは得策ならざるを以て、同國との關係は單に之を上述の如く現存の親交を維持増進するの程度に止むを以て適當なりと認む。

仏國 仏國は普仏戰爭以來与國の力に依りて自國を防衛せんとするの念慮熾にして、露仏同盟は勿論、英仏協約の締結以來亦英國との協調に依頼し、以て國運の維持を図れり。故に帝國にして日英同盟及び日露協商を恪守し、併せて將來益々英露兩國との国交を親密ならしめんと欲せば、露仏同盟及び英仏協約の對手たる仏國とも亦親交を維持するを以て至便なりとす。況んや同國の巨大なる資本は、我れに於て亦用いて以て我國の發展に資するを利とするものあるに於てをや。之を以て帝國に於ては、昨年締結の日仏協約を基礎として今後益々同國との間に親交を温むるを努むべし。

第二 對外經營

商工業の発達を計ること 帝國が今後其の發展を期する為め我が商工業を進捗し、大に對外商工業の発達を計るの必要あるは固より論を俟たず、而して米清兩國は我が對外商工業上最も重要な市場なるを以て、常に兩國との間に於ける現時の貿易を維持するのみならず、益々兩國の市場を開拓して我が貿易を此の方面に發展せしむるを必要なりとす。然るに我が對外商工業の発達に伴隨し列國との間に商業上の競争を生ずるは避くべからざる所なるを以て、帝國は常に此の競争をして列國との政事的關係に影響を及ぼさしめざるに注意し、列國に對しても十分此の主旨を了解せしむるの手段を執るを必要とす。是と同時に列國商業に對する競争は努めて公明穩當の方法に依り、不公正なる小策を用いて不当の競争を試むるが如き弊は努めて之を除去せざるべからず。

航海業を奨励すること 航海業の對外商工業發達の為め欠くべからざるは言を待たず。然れども今や帝國は大陸に跨りて其の領域

を有するを以て、政事上及び国防上亦航海業の発達を計るを必要とするに至れり。但し航海業奨励の爲め無限の資金を投ずるは財政上之を許す能わざるを以て、一定の標準を定め、我が対外貿易の進歩に伴いて奨励を行ふの方針の下に之の実行を必要なりと認む。内外人共同事業を奨励すること 現今帝国に於て最も必要を感じるは、資本と優秀なる技術の輸入にあり。特に技術に至りては最も其の必要を感じるに拘らず、帝国国勢の増進に対する欧米列国民の疾視戒心は實に此の目的を阻碍するものあるを以て、将来は努めて欧米人との間に事業共同経営の成立を計り、以て技術資本の利用を完からしめざるべからず。清国に関しては列国商業上の競争今後益々激烈なるべきを以て、同国に於ける我が商業を発達せしむる爲め、本邦人と清国人との間に共同事業を成立せしむるは最も必要のことなりと認む。

移民に関する方針のこと 日露戦役の結果として帝国の位置一変し、帝国は亜細亞大陸に所領を有する大陸国となるに至れり。然るに我が大陸所領に隣接するものは清露の兩大国にして、而も孰れも将来の運命未だ明確ならざるものありと雖も、帝国百年の大計を定めんとするに當りては、帝国の将来極めて有力なる兩大国に隣接せる場合あるべきを予想し、万一に遺算なきを期せざるべからず。是に於てか帝国は、此の兩大国に対抗する爲め成るべく我が民族を東亞方面に集中し、其の勢力を確実維持するを以て確定不動の方針と爲さざるべからず。且對外商工業の發展を帝国の国是となすに方り、此の目的を阻害すべき事實は成るべく之を避止することを要す。随つて我が商業上の大顧客たる国に對し、其の最も希望せざる移民の輸入を強ゆるが如きは之を避くるを必要なりとす。且仮に我れに於て移民を奨励せんとするも、東亞の諸国を除いては之を入るるの余地と実力あるもの實に米國、加奈陀、滿洲等のアングロ・サクソン諸邦あるのみ。南米諸國に至りては、假令其の余地あるとするも、果して所望の実益を得べきや否や目下尙お調査試験中に屬し、何人も之を予言し能はざる所なりとす。而して米、加、滿等のアングロ・サクソン諸邦に對し此の上多数に我が同胞を移殖するは、結局此等諸邦に通ずる排日熱を誘致し、彼等の排日的團結を促し、累を我が政事上の關係に及ぼすが如き危險に陥るのみならず、我が對外經營の主要目的たる商工業の發展を阻害するの虞あるを以て、帝国は移民に関して

は現状を維持することと爲すべし。即ち米、加兩邦に對しては斷然既定の方針を勵行し、其の他の諸國に對しては現在の試験的經營を実行せしむるに止めんとす。

第三 条約改正

我が現行条約は明治四十四年を以て廢棄するを得るを以て、其の一年前即ち四十三年に於て各國に對し条約廢棄の予告通牒を發すべし。而して四十四年に至り現行条約廢棄せらるるときは、税權全く我れに歸し、帝國維新以來の宏願たる國權の回復は、茲に初めて其の完きを告ぐるに至らん。該条約廢棄に決したる上は、帝國は列國と對等の地位に立ち、列國との間に各別に新条約締結の談判を開始し、専ら利益交換の主旨に基いて交渉を爲し、對手國との商業關係及び其の商業政策に鑑み、或は最惠主義に依り、或は互惠主義を用い、以て列國との間に適當なる条約を締結するを必要なりとす。

以上小村の對列國態度に関する意見は妥当であり、そしてその對外經營に係る諸方案は適切肯綮に中れるものである。殊に條約改正を遂げて國權の回復を完うするは小村の積年の抱負で、現に小村は英國より歸朝の途次露都にて人に「條約改正は税權回復ということが残つてゐるから、今度歸つたらこれが大切の一仕事と思つてゐる」と語れるにても察し得られる。如何に小村が條約改正の成功に苦心したかは、詳にこれを後章に述べる。

小村のこの意見は閣議の容るゝ所となつたので、小村はこの大綱に則りて外交の運用を指揮すべく在外使臣に訓令してその旨を体せしめ、また議會に臨んでその方針を説明した。すなわち就任の翌春、明治四十二年二月二日、衆議院に於けるその演説の劈頭に於て「帝國の外交方針は内外の情勢に鑑み、平和の維持と国力の發展を目的と爲すことを要す」と述べて我國の外交の根本方針を示し、次に我國と列國との關係を語り、對外經營の大要を説き、進んで條約改正の方針を開陳する所があつた。小村はその際對外經營を説くに方り移民問題に論及し、

「移民問題を攻究するに当りまして第一に注意を要することがございます。すなわち日露戦役の結果我國の地位は一変し、その經營を行ふべき地域の拡大を見るに至りましたので、我が民族の濫りに遠隔の外国領地に散布することを避け、成るべくこれをこの方面に集中し、その結合一致の力により經營を行うことを必要とするに至りました。我が對外事業中最も重きを置かなければならぬものは對外商工業であります。故に對外商工業の発達を阻害すべきことは努めてこれを避くる必要があります。政府はこれ等の諸点を考慮しまして、カナダ及合衆國への移民に関しては既定の方針を踏襲し、誠実に渡航の制限を実行しつつあります。その他の方面に於ける移民に関しては、その成績未だ判明するに至りませぬから、目下尙ほ攻究中に屬して居ります。」

と述べたが、この所説は當時世に小村の滿韓移民集中論として、また移民非奨励論として伝播せられ、これに対する是非の論は各方面に起つた。併し彼の前掲の所説を目して直ちに滿韓移民集中論と見るは当たらない。小村は當時にあつて曾て滿韓に移民を集中せよと唱えたことはなく、また曾て移民非奨励論を口にしたこともない。これ小村が明治四十四年二月二日衆議院予算第一分科会にて小寺謙吉及び小川平吉の質問に対する答弁中に於て確と解明した所である。小村の真意は、同分科会その他に於て反覆説述した如く、我が日本は日露戦役後は島帝國より進んで半大陸と化し、他の強國と直接領土を相接するに至つた。今後の列國競争に処して國礎の堅実を期するには、人口は極めて重要な位地を占むべく、すなわち大人口を有する大國を極東に樹立して國歩を進めんがためには、年々増加する幾十萬の我が民族を成るべく日本領土の附近、すなわち朝鮮は勿論、滿洲その他の支那地方、西比利、南洋等政府の容易に手の届く方面に充塞せしめ置くに若くはない。というに外ならなかつたのである。故に小村の民族非散漫論を以て、特に滿韓移民集中論と限局して解釈するのは当たらない。また彼の民族非散漫論を唱えたる當時は、一方には我國に於て粗漫なる海外發展論は盛に提唱せられ、他方には米國に於ける排日運動は漸く勃興しつつあつた。そして我が海外發

展論は、一種の國權論と呼応し、やゝもすれば米國の排日運動を擊破せんば已まざるの語調もあつたので、これがために米國側の危懼を挑発し、彼我感情の阻隔を招來し、遂には日米の國交上に面白からざる現象を誘導せんとするの虞れもあつた。特に當時政府は日米通商條約改正の業を目前に控え、そして新條約に於ては、移民制限に関する従来の條項の如きは國家の体面上條約の文面より是非共除かしめたしとの希望もあり、旁々我が國民をして潮の如くに米國に流入せしむるを奨励するが如き議論は、政府当局者としては甚だ迷惑に感ぜざるを得ない際であつた。故に小村は時の政策上よりしても、特に民族非散漫論を唱うるに利ありと思惟したかも知れないが、彼の方針を以て移民非奨励論と視るの当らざること知るべきである。その当年の論旨は滔々たる世の論客から種々の批評を受けたが、しかも事實に根拠があり論理の徹底的なことは、爾後の局面が着々これを立証した。

第二節 東亞問題の處理

第一款 太平洋に関する日米協商

小村の第二次桂内閣に入つた前年、すなわち明治四十年・一九〇七年我が政府は労働者の渡米に任意制限を加え、曾て在米したもの、その父母妻子、若くは定住の農業者に限り旅券を發給するとの意を声明した。俗にこれを紳士協約と称するも、厳正にいえば日米兩國間にかゝる協約があつたのではなく、事は我が政府の任意の声明に過ぎない。我が政府は爾來この声明を誠実に遵行し、かつ米大陸への渡航に限らず、ハワイへの渡航者に対しても右の趣旨を準